

特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ

役員候補者の選考について

1 特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ（以下「当法人」という。）の理事会は、総会に諮る理事及び監事（以下「役員」という。）の候補者を選考するにあたっては、次に定める事項に留意して行うこととする。

- (1) 当法人の設立趣旨、理念及び活動方針について理解を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること
- (2) 高い倫理観、公正さ、誠実さを有し、遵法精神に有していること
- (3) NPO 法人の組織運営、事業運営に資する知識又は経験を有していること
- (4) 理事会への積極的な参加が見込めること
- (5) 役員全体の知識・経験・専門能力のバランスがとれ、年代、ジェンダー、活動分野などの多様性を踏まえた議論・学び合いができること
- (6) 役員の構成について、定款第 16 条第 3 項及び特定非営利活動促進法第 21 条に定める事項（役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにならないこと）を遵守するとともに、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者が理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれないこと

2 この申合せの改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この申合せは、2024年5月27日から施行する。（同日理事会決議）

以上